

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

1 基本的な考え方

- (1) 基準策定の趣旨・目的
子どもたちの良好な教育環境として、一定の学校規模を確保することが重要であり、そのため適正規模等に関する基準を策定
- (2) 小・中学校の現状と今後の見込み
児童数増加の学校が一部あるものの、市全体では漸減傾向
- (3) 学校規模における課題等
学校規模による課題解消のため、各市の実情に応じた適切な取り組みが必要
 - ① 小規模校のメリット・デメリット
 - ② 過大規模校のメリット・デメリット

2 基準項目

(1) 学校の適正規模

クラス替え可能、教育効果の発揮、効果的な指導体制の確保のため

- ① 学級数
 - 小学校 クラス替え可能な 12学級～24学級
 - 中学校 9学級～24学級
- ② 児童生徒数
 - 小学校 全児童数 360人～880人
 - 中学校 全生徒数 270人～960人

(2) 学校の適正配置

適正規模の取り組みに伴う、学校配置や通学区域等の変更に対応

- ① 通学距離
 - 小学校 片道概ね3キロメートル以内
 - 中学校 片道概ね4キロメートル以内
- ② 通学方法
徒歩を基本としながらも、通学困難な場合には適切に対応

3 適正化方策

(1) 小規模校対策

- ① 通学区域の変更
- ② 調整区域の設定
- ③ 学校の統合
- ④ その他（小・中一貫校、学校選択制、小規模特認校）

※ 学校の統合について

4 適正化対策を決定する上での留意事項

- (1) 児童生徒数の推移と将来推計
- (2) 保護者や地域住民等の意見聴取
- (3) 学校施設の状況等
- (4) 学校及び地域の特性、歴史や経緯等
- (5) 隣接学校との配置関係
- (6) 小学校と中学校との連携・接続
- (7) 地域コミュニティに対する配慮

5 適正化の判断基準

(1) 小規模校対策

- ① 学年単学級が小学校：1～2学年、中学校：1学年で、地域・保護者等の要望がある場合、対策を検討
- ② 全学年で学年単学級が半数以上となる場合、今後の児童生徒数の推移を見ながら早期に対策を検討
- ③ 全学年で学年単学級となり、その継続が予測される場合、早急に対策を検討

(2) 大規模校対策

- ① 特別支援学級を除き、25学級以上で、保有の普通教室の余裕が3教室以下となった場合、今後の児童生徒数の推移をみながら早期に対策を検討
- ② 特別支援学級を除き、31学級以上で、今後の児童生徒数の増加が見込まれ、普通教室等の不足が予想される場合、早急に対策を検討

6 適正化対策を進める上での留意事項

- (1) 学校施設の整備等
- (2) 在籍児童生徒等への配慮
- (3) 準備委員会等の設置
- (4) 通学路・通学距離の検証・対応
- (5) 交流・連携事業の推進等
- (6) 基準の見直し等

(2) 過大規模校対策

- ① 調整区域の解消
- ② 通学区域の変更
- ③ 調整区域の設定
- ④ 既存施設の活用・増築等
- ⑤ 新設校の設置
- ⑥ その他（学校選択制等）